

気象庁長官 殿

国土交通大臣 前原 誠司

平成22年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成22年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

I. 気象庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。気象庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

II. 気象庁が達成すべき目標

1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について

気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。

[具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、台風中心位置の72時間先の予報誤差を平成17年(323km)に比べて約20%改善し、平成22年までに260kmとする(値は前3年間の平均)。
- ・ 地震動警報のよりの確な発表のため、地震観測点の増設、観測点補正の導入、震源位置とマグニチュードの推定精度向上等により、緊急地震速報の震度の予想精度向上に努める。
- ・ 日本周辺で発生する津波による被害を軽減するため、地震発生後10分以内に津波が来襲することのある沿岸から100km以内で発生する地震に対して、地震発生から地震津波情報発表までに要する時間を平成23年度までに3分以内とする(値は前3年間の平均)。
- ・ 内海・内湾における沿岸防災、海運・漁業の安全を図るため、きめ細かい高潮・高波の予測を適用する海域を平成23年度までに7海域以上とする。

- ・平成 22 年 10 月予定の新滑走路供用開始に伴い国際便発着の拡大が見込まれる羽田空港において、航空機の運航に対する情報提供を強化して航空機の運航者や管制機関の業務の円滑化に資するため、機器を整備するとともに、空港周辺や 4 本の滑走路の気象特性に即し適切な予報を発表できるよう予報技術の確立や研修に取り組み、慣熟運用等を行った上で、同時期から飛行場予報（離陸予報・着陸予報）の発表を開始する。

2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について

最新の科学技術を導入し、気象等の予測モデル、観測及び予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発および技術基盤の充実を計画的に推進する。

[具体的な目標]

- ・より高精度の防災気象情報等を発表するため、地球全体の大気を対象とした数値予報モデルの 2 日後の予測誤差（数値予報モデルが予測した気圧が 500hPa となる高度の実際との誤差、北半球を対象）を、平成 22 年末までに平成 17 年（実績値 18.3m）に比べ約 20% 改善する（目標値 15m）。

3. 気象業務に関する国際協力の推進について

国際的な中枢機能を強化し、アジア地域等各国の気象業務を支援するとともに、国際機関の活動及び国際協同計画への参画並びに技術協力を推進する。

[具体的な目標]

- ・アジア・太平洋の国家気象機関が各国で行う季節予報を支援するため、数値予報モデルの更新による予測精度の向上、予測情報の利用方法に関する研修の実施等により、予測情報への定期的利用国（1 年間の利用が 6 ヶ月以上）をさらに増加させる。平成 22 年度は、現状の 6 カ国以外の 2 カ国以上に、観測・解析データを用いたインタラクティブ解析ツールの定期的な利用を促すことによって当庁データの利用拡大を図るとともに、データ利用に関するキャパシティビルディング（能力開発）を進め、平成 23 年度以降の予測情報への定期的利用に繋げる。

4. 気象情報の利用促進等について

民間における気象業務の健全な発達を支援し、利用拡大のため、わかりやすい気象情報の民間への提供機能の向上を図るとともに、気象情報に関する知識の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・民間における気象業務を支援するため、気象庁防災情報 XML 電文を平成 22 年度末までに提供開始するなど新たな情報提供に取組み、民間の気象事業者等が利用可能な 1 日当たりの気象情報の量を 9.5GB 以上にする。また、気象情報の適切な利用を支援するため、新たに 15 種類以上の技術資料を提供する。
- ・大地震が発生した場合の企業の被害軽減、災害からの早い復旧、一般住民の適切な避難行動等のため、緊急地震速報を多くの場面、場所で入手できるよう、緊急地震速報の受信端末（予報許可事業者作製）の累計出荷台数を 13 万台（平成 20 年 12 月現在）から平成 25 年度までに 26 万台とする。

以上